

千葉市放課後児童健全育成事業指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市に所在する放課後児童健全育成事業所について、以下を目的として実施する指導及び監査に関し、必要な事項を定める。

また、指導監査等の結果、改善を求める必要がある場合に行う行政指導及び行政処分等についても、併せて定める。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の3の規定に基づき、千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年9月22日千葉市条例第51号。以下「基準条例」という。）に定める基準を遵守した適正な設備環境、運営体制及び利用者等の処遇を維持・確保すること。

イ 千葉市補助金等交付規則（昭和60年3月22日千葉市規則第8号）及び各補助金に係る交付要綱、通知等を遵守した適正な補助事業を確保すること。

(指導及び監査の対象)

第2条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するものとして法第34条の8第2項により千葉市へ届出が行われた事業所（以下「民設放課後児童クラブ」という。）とする。

(実地指導の実施)

第3条 実地指導は、報告徴収及び立入調査（運営責任者や放課後児童支援員等への聴取等を含む。）の方法により行うものとし、以下により実施するものとする。

ア 3年に1度を目安に実施する。

イ 新規に開設した民設放課後児童クラブに対しては、速やかに実施するよう努めるものとする。

ウ 以下に該当する場合等で、事業所に問題がないか確認する必要があると認められるときは、随時、特別の実地指導を実施するものとする。

- ・利用者から苦情や相談が寄せられた場合
- ・千葉市からの報告の指示に対して回答がない場合、又は報告内容に疑義がある場合
- ・重大な事故が発生した場合
- ・事故の発生について報告を怠った場合

(監査の実施)

第4条 監査は、次の各号のいずれかに該当し、特に必要があると認められる場合に実施する。

- (1) 放課後児童健全育成事業所において著しい基準条例違反が確認された場合
- (2) 千葉市放課後児童健全育成事業補助金、千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金

- 等の放課後児童健全育成事業に関する補助金の執行において、放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）の著しい不正が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
 - (4) 実地指導の結果、改善指導を行っているにもかかわらず改善されない場合、又は提出期限までに「実地指導に関する改善報告書（様式第5号）（以下「実地指導改善報告書」という。）」の提出がない場合
- 2 前条に規定する実地指導中に前項各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を実施できるものとする。

（指導及び監査の実施通知等）

第5条 指導及び監査の実施通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

（1）実地指導の実施通知

対象となる事業所における帳票等の準備のために、事業者に対し、実地指導の日時を「放課後児童健全育成事業に係る実地指導通知書（様式第1号）」により事前通知する。

（2）監査の実施通知

監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を「放課後児童健全育成事業に係る監査通知書（様式第2号）」により事業者へ通知する。ただし、実地指導中に監査への切替えを行う場合や事案の緊急性・重大性を踏まえ事前通告なく監査を行うことが適切である場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

- 2 実地指導又は監査を効率的に実施するため、事業者に対し事前に期限を付して資料、帳簿書類その他の物件の提出及び報告を求めることができる。

（実地指導結果の通知等）

第6条 実地指導結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

（1）改善を要しない場合

実地指導の結果、改善を要すると認められる事項がない場合は、「放課後児童健全育成事業実地指導結果通知書（様式第3号）」により事業者へ通知する。

（2）改善を要する場合

- ア 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、「放課後児童健全育成事業に係る実地指導結果改善措置通知書（様式第4号）（以下「実地指導結果改善措置通知書」という。）」により指導内容を事業者へ通知する。
- イ 実地指導結果改善措置通知書により指摘した事項については、事業者へ通知した日から60日以内に実地指導改善報告書の提出を求めるものとする。
- ウ 上記イに係る報告があった場合で、その改善状況を確認する必要があるときは、事業者に対する出頭要請又は立入調査を行うものとする。

2 前項に規定する実地指導の結果及び改善を要する事項の改善状況については、本市のホームページに掲載することができる。

(監査結果の通知等)

第7条 監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 改善を要しない場合

監査の結果、改善を要すると認められる事項がない場合は、「放課後児童健全育成事業に係る監査結果通知書(様式第6号)」により事業者へ通知する。

(2) 改善を要する場合

ア 監査の結果、改善を要すると認められる事項がある場合は、「放課後児童健全育成事業に係る監査結果改善措置通知書(様式第7号)」により事業者へ通知を行う。

イ 通知により指摘した事項については、事業者へ通知した日から60日以内に「監査に関する改善報告書(様式第8号)(以下「監査改善報告書」という。)」の提出を求めるものとする。

ウ 上記イに係る報告があった場合で、その改善状況を確認する必要があるときは、事業者に対する出頭要請又は立入調査を行うものとする。提出期限までに監査改善報告書の提出がない場合についても、同様とする。

(3) 改善を要する場合(勧告)

ア 上記(2)による改善指導にもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合又は提出期限までに監査改善報告書の提出がない場合等、事業の改善を求める必要があると認めるときは、「放課後児童健全育成事業に係る監査結果通知書(勧告)(様式第9号)(以下「監査勧告通知書」という。)」により事業者へ改善勧告を行うものとする。

イ 改善勧告にあたっては、基準条例第3条第1項の規定により、千葉市社会福祉審議会の意見を聴取することとするが、あらかじめ千葉市社会福祉審議会の意見を聴くいとまがなく改善勧告を行った場合は、事後速やかに千葉市社会福祉審議会に報告する。

ウ 通知により指摘した事項については、事業者へ通知した日から60日以内に監査改善報告書の提出を求めるものとする。

エ 上記ウに係る報告があった場合は、速やかに立入調査を行い、改善状況を確認するものとする。提出期限までに監査改善報告書の提出がない場合についても、同様とする。

2 前項第1号及び第2号に規定する監査の結果及び改善を要する事項の改善状況については、本市のホームページに掲載することができる。

(改善勧告に係る公表)

第8条 改善勧告を行った場合において、監査改善報告書の提出期限までに改善が行われていないとき、又は提出期限までに監査改善報告書の提出がないときは、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表することができる。

(改善命令)

第9条 改善勧告に基づく改善の内容が不十分であると認められる場合、監査勧告通知書に記載された期限までに監査改善報告書の提出がない場合、又は正当な理由なくその勧告に係る措置がとられていなかった場合は、「放課後児童健全育成事業改善命令書(様式第10号)(以下「改善命令書」という。)」により、通知した日から概ね30日の期限を付して事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

- 2 改善命令にあたっては、千葉市社会福祉審議会の意見を聴取することとするが、あらかじめ千葉市社会福祉審議会の意見を聴くいとまがなく改善命令を行った場合は、事後速やかに千葉市社会福祉審議会に報告するものとする。
- 3 改善命令を受けた事業者は、命令を受けた事項に係る改善内容及び改善した日について、「放課後児童健全育成事業改善報告書(様式第11号)」に関係書類を添えて、改善命令書に記載された期限までに報告を行うものとする。

(事業制限・停止命令)

第10条 改善命令に基づく改善が行われていない場合又は事業者が放課後児童健全育成事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をした場合は、当該事業者に対し、放課後児童健全育成事業の制限又は停止を命令することができる。また、改善指導、改善勧告又は改善命令を行う時間的猶予がなく、かつ、事業を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、当該事業者に対し、改善指導等を経ずに事業の制限又は停止を命令することができる。上記による事業の制限又は停止の命令は、「放課後児童健全育成事業制限・停止命令書(様式第12号)」により行うものとする。なお、事業制限命令を先ず検討するが、当該事業者に改善の見通しがなく、事業を継続することにより児童の福祉を著しく害すると認められる場合は、事業停止命令を発するものとする。

- 2 事業の制限又は停止の命令にあたっては、千葉市社会福祉審議会の意見を聴取することとするが、あらかじめ千葉市社会福祉審議会の意見を聴くいとまがなく事業の制限又は停止の命令を行った場合は、事後速やかに千葉市社会福祉審議会に報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第11条 改善命令、事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、行政手続法(平成5年11月12日法律第88号)第29条から第31条までの規定により、事前に事業者には次の事項を書面によって通知し、弁明の機会を付与するものとする。

- ア 予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項
- イ 命令の原因となる事実
- ウ 弁明書の提出先及び提出期限

- 2 前項の規定に関わらず、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合は、

同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会の付与を行う手続きを経ないで、事業制限命令又は事業停止を命令することができる。

(命令に係る公表)

第12条 改善命令、事業制限命令又は事業停止命令を行った場合は、その事業者及び事業所の名称及び所在地並びに処分の内容について公表することができる。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の規定は令和8年4月1日から施行する。